

## ● 高知市交通安全指導員設置要綱

(設置)

第1条 高知市における交通の安全を確保し、交通道徳の高揚を図り、あわせて各小学校区内の交通安全活動の中心的実践者として、地域社会に奉仕することを目的とする高知市交通安全指導員（以下「指導員」という。）を設置する。

(職務)

第2条 指導員の職務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 交通安全意識とその知識の普及
- (2) 子ども、高齢者等の安全な誘導と保護
- (3) 歩行者及び自転車乗りに対する安全誘導
- (4) 危険箇所及び交通違反車両等の関係機関への通報
- (5) その他交通安全に関すること。

(委嘱等)

第3条 指導員は、次の各号を満たす者のうちから、校区交通安全会議の推薦により市長が審査の上、委嘱する。

- (1) 交通安全活動の中心的実践者として、地域社会に奉仕しようとする熱意のある者で自ら交通法規を守り、校区の模範となるもの
  - (2) 本市に居住する者で73歳未満のもの（再委嘱にあつては、本市に居住する者）。ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りでない。
- 2 委嘱は、原則として4月及び10月とする。
  - 3 指導員は、原則として1校区当たり3人以上8人以下とする。

(任期)

第4条 指導員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期中に73歳に達する者の任期は委嘱の日から73歳に達する日の属する年度の末日までとし、当該者を再委嘱する場合における任期は当該73歳に達する日の属する年度の翌年度の初日から市長が指定する日までとする。

(解嘱)

第5条 市長は、指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期中においても、これを解嘱することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があつたとき。
- (2) 指導員が他の校区に転出したとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行ができないとき。
- (4) 刑事事件に関して起訴されたとき。
- (5) その他指導員として、適格性を欠くに至つたとき。

(協議会)

第6条 指導員相互の連携を深め、研さんして、指導技術の向上を図るため、高知市交通安全指導員協議会を設置する。

(研修)

第7条 指導員は、指導能力の向上を図るため、市長が行う研修を受けるものとする。

(指導員証)

第8条 市長は、指導員を委嘱したときは、その身分を証明する指導員証を交付する。

(被服等の貸与)

第9条 市長は、指導員に対し、別に定めるところにより被服等を貸与する。

(傷害保険)

第10条 市長は、指導員が交通指導中に受けた交通事故傷害を補償するための交通事故傷害保険を契約する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 高知市交通安全指導員設置要綱（昭和49年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年4月に委嘱された交通安全指導員については、第4条本文の規定にかかわらず、その任期を3年とする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月23日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。